
プロジェクト	IFRS 解釈指針委員会
項目	IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」－負の金利環境において組み込まれた金利フロアの会計処理

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 9 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に関する「アジェンダ却下通知（案）」の内容及び当委員会事務局による気付き事項を説明することを目的として作成している。また、本資料には、第 1 回 IFRS 適用課題対応専門委員会において専門委員から示された主な意見について概要を記載している。

II. 背景

要望の概要

1. IFRS-IC は、負の金利の環境（※）において、変動金利の負債性金融商品に組み込まれたゼロ・パーセントの金利フロアを、主契約である変動金利の負債性金融商品から分離してデリバティブとして会計処理すべきなのかを明確化する要望を受けた。

（要望提出者から寄せられた事例）

- 変動金利の負債性金融商品（例：貸付金）のクーポンがベンチマーク金利に連動しており、それに固定のスプレッドが乗せられている。また、ベンチマークの市場金利要素に対し、最低金利（すなわち、フロア）を明記した条項が設けられている。
- 例えば、5 年の貸付金に、貸付金の通貨における 6 か月 LIBOR に加えて 3 パーセントの年間マージンの契約上の金利を有しているが、6 か月 LIBOR に対しゼロ・パーセントのフロアが設定されている。
- 近年の負の金利の状況下では、フロアをゼロ・パーセントとしている（すなわち、フロアが、現在のベンチマーク金利を上回る）ケースがある。

（※）ASBJ スタッフ補足

ヨーロッパでは、2014 年に欧州中央銀行（ECB）が、民間銀行が余剰資金を ECB に預け入れの際の金利をマイナスに引き下げて以降、EURIBOR（欧州銀行間取引金利）等の市場金利において恒常的にマイナス金利が発生している。

2. 2015 年 9 月開催の IFRS-IC 会議では、この要望について、次の 2 つに整理して議

論された。

- (1) 論点 1：負の金利の環境において、IAS 第 39 号 AG33 項(b)を変動金利の主契約である負債性契約に組み込まれた金利フロアーに適用すべきかどうか
- (2) 論点 2：同項で言及している「市場金利」の決定方法（すなわち、市場金利をベンチマーク金利ととらえるべきか、信用スプレッドを含む金利全体としてとらえるべきか）

関連する規定

3. IAS第 39 号第 11 項は、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクと密接に関連していない等の要件が満たされる場合、当該組込デリバティブを主契約から分離して、デリバティブとして会計処理することを要求している¹。
4. この点、IAS第 39 号の適用ガイダンスでは、負債性の契約の金利に組み込まれたフロアーは、当該金融商品の発行時において、フロアーが市場金利以下（フロアーがアウト・オブ・ザ・マネー）であり、かつ、主たる金融商品に関連してレバレッジされていない場合には、主たる契約と密接に関連しているとされている（AG33 項(b)）。
5. したがって、契約の発行時において、フロアーがレバレッジされていない場合、そのフロアーがイン・ザ・マネーである（すなわち、フロアーの本源的価値が正である）場合、組み込まれた金利フロアーは、主契約から分離することが要求される。

IAS 第39号第11項

次の条件のすべてを満たす場合には、組込デリバティブは、主契約から分離して、本基準に基づいてデリバティブとして会計処理しなければならない。

- (a) 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していないこと（付録 A の AG30 項及び AG33 項参照）
- (b) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品ならば、デリバティブの定義に該当すること
- (c) 混合金融商品が、公正価値で測定して公正価値変動を純損益に認識するものではないこと（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産又は金融負債に組み込まれているデリバティブは、分離されない）

IAS 第39号 AG33項

次の例においては、組込デリバティブの経済的特性及びリスクは主契約の経済的特性及びリスクと密接に関連している。これらの例では、企業は組込デリバティブを主契約と区分して会

¹ IFRS 第 9 号では、金融資産については、組込デリバティブを主契約から区分せず、一体として処理することが求められる。金融負債については、IAS 第 39 号における組込デリバティブの区分処理に関する要求事項が引き継がれている。

計処理することはしない(抜粋)。

- (b) 負債性の契約又は保険契約の金利に係る組み込まれたフロアー又はキャップは、当該金融商品の発行時において、キャップが市場金利以上で、フロアーが市場金利以下であり、かつ、キャップもフロアーも主たる金融商品に関してレバレッジされていない場合には、主たる契約と密接に関連している。同様に、契約に含まれている資産(例えば、コモディティ)の売買条項で、当該資産について授受される価格のキャップ及びフロアーを設定しているものは、キャップとフロアー両方が開始時にアウト・オブ・ザ・マネーで、かつ、レバレッジされていない場合には、主契約と密接に関連している。

IASB スタッフによる分析

6. 論点1について、IASB スタッフから、次の2つの見解が示されている。

- (1) 見解1: 組み込まれたフロアーを分離し、デリバティブとして会計処理すべきである。

(理由)

- 負の金利の状況下であっても、IAS 第39号に従うべきであり、IAS 第39号 AG33 項(b)にいう市場金利がベンチマーク金利であり、フロアーがベンチマーク金利を上回ると考えられるのであれば、分離して独立したデリバティブとして会計処理すべきである。

- (2) 見解2: 組み込まれたフロアーを分離すべきではない。

(理由)

- ゼロ・パーセントの組み込まれたフロアーは、明確に、主契約と密接に関連しているため、分離すべきではない。
- ゼロ・パーセントのフロアーは、特殊なケースであり、IASB は、IAS 第39号を起草するにあたって、このようなケースを想定していない。
- 負の金利は、金融資産の保有者が支払う現金の保管コストを意味する。このため、ゼロ・パーセントのフロアーは、負の金利の状況下であっても、貸手が「正の」利回りを受領することを確保する、経済的合理性のある金利設定の仕組みであり、主契約と密接に関連していると考えべきである。
- IAS 第39号のAG64項の定めと整合的に、フロアーが市場金利であるか又は市場金利を下回るかを決定する際、類似の金融商品の価格設定の実務を検討することが適切である。例えば、ゼロ・パーセントのフロアーが、市場における金融商品の種類の標準的な特徴であり、通常取引である場合、ゼロ・パーセントのフロアーは主たる負債契約と密接に関連していると考えられる。

IASB スタッフによるアウトリーチの概要

- IASB スタッフは、会計基準設定主体国際フォーラム（以下「IFASS」という。）及び大手の会計事務所の国際的ネットワークにおけるグローバル IFRS テクニカル・チームに対してアウトリーチを実施している。この回答は、非公式な意見であり、各団体の公式見解ではない。
- アウトリーチ回答者の内訳は、次のとおりである。

【表 1】回答者の地域別内訳

回答者	数
規制当局	2
各国の会計基準設定主体	11
会計事務所	5
合計	18

【表 2】各国の会計基準設定主体の内訳

回答者	数
アジア	2
欧州	5
米国	1
オセアニア	2
アフリカ	0
合計	11

質問 1：負の金利またはゼロ・パーセントのフロアーという状況は、多く見られるものであるか？

- 一部の IFASS メンバー（欧州のメンバーが多い）及び会計事務所の多くは、本論点は、欧州の一部にみられるが、比較的最近の状況であり、まだ広く普及しているものではないと回答している。
- 一方で、上記以外の回答者の多くは、負の金利の状況はまだ見受けられないとコメントしている。

質問 2：質問 1 が「はい」の場合、最も一般的な会計処理はどのようなものか？（会計処理の合理性、公表されている財務諸表などにおける例示等について記載）

- 欧州において最も一般的な会計処理は、組み込まれたゼロ・パーセントのフロアーを主契約と分離していないというものである。その理由は、次の 2 つに分類される。

(1) ゼロ・パーセントのフロアーは特殊なケースであり、負の金利は金利ではなく、現金の保管コストや資金を手元に保有することによる罰金であるというものである。したがって、ゼロ・パーセントのフロアーは市場金利を上回るとは見なされない（負の要素は金利とは見なされない）ため、主契約とは分離すべきではないと考えている。この見解を裏付けるために、次のような根拠が提示されている。

- ① 負の金利は、資金の貸出しに対して貸手が借手から受領する報酬であるという、金利の経済的性質に適っていない。
- ② ある金融監督当局から、負の金利は金利ではなく、罰金であるという見解が示されている。
- ③ ある欧州国では、の民法において、貸出金利がゼロを下回ることはないという理解がされている。

(2) IAS 第 39 号 AC33 項(b)における市場金利は、ベンチマーク金利を上回る信用スプレッド等を含む金利全体を指すと考えられる。このため、ゼロ・パーセントのフロアーは、負のベンチマーク金利と比較するのではなく、信用スプレッドを含む全体の金利（正の金利）とを比較すべきであり、この場合、ゼロ・パーセントのフロアーはアウト・オブ・ザ・マネーとなる。当該考え方によると、組み込まれたフロアーが全体の金利に関連してアット・ザ・マネーかアウト・オブ・ザ・マネーである限り、フロアーを主契約と分離するという規定は適用されないと考えられる。

12. 前項に記載したように、組み込まれたフロアーを分離しないという見解が実務では一般的であるものの、フロアーを分離しているケースもあった。これは、IAS 第 39 号 AG33 項(b)にいう「市場金利」が「ベンチマーク金利」と同じである場合、フロアーを分離する方法が適切という考えによるものである。この場合、契約を発行した時点でベンチマーク金利がマイナスである場合、ゼロ・パーセントのフロアーがイン・ザ・マネーでとなり、組み込まれた金利フロアーを主契約から分離することが要求される。

IFRS-IC 会議に提示された IASB スタッフの提案

13. IASB スタッフは、論点 1、2 について、次のように分析している。

(1) 論点 1 に関する見解：負の金利の状況下でも、契約が発行された時点でフロアーが市場金利を上回る場合、IAS 第 39 号第 11 項(a)及び AG33 項(b)において、組み込まれたフロアーを分離とする十分なガイダンスが提供されており、負の金利の状況が「特別」なケースであると考えられる理由は見当たらない。

- (2) 論点 2 に関する見解：IAS 第 39 号 AG64 において、適切な「市場金利」の決定方法に関する十分なガイダンスが提供されており、契約上の個別的な条件（取引相手に対する信用スプレッドや取引が行われる市場等）を考慮する旨が明示されている。このため、多くの場合において、「市場金利」がベンチマーク金利（Libor 等）と一致することはないと考えられる（ASBJ 事務局注：この場合、ゼロ金利フロアーは、市場金利以下と考えられ、結果として、組み込まれたフロアーを分離すべきでないと考えられる。これは、欧州における一般的な実務と整合的である。）

IAS 第 39 項 AG64 項

当初認識時の金融商品の公正価値は、通常は取引価格（すなわち、支払ったか又は受け取った対価の公正価値、AG76 項も参照のこと）である。しかし、支払ったか又は受け取った対価の一部が金融商品以外のものである場合には、その金融商品を評価技法を用いて見積る（AG74 項からAG79 項参照）。例えば、金利の付かない長期の貸付金又は債権の公正価値は、将来のすべての現金受取額を同様の信用格付けを有する類似の（通貨、期間、金利の種類その他の要因について類似している）金融商品の市場金利で割り引いた現在価値として見積ることができる。追加的な貸付額は、他の種類の資産として認識の要件を満たさない限り、費用又は収益の控除である。

14. IASB スタッフは、上記の分析を踏まえ、主に次の理由から、本論点をアジェンダに追加しないことを提案した。
- (1) 本論点は、欧州においてのみ、広く見られる。
- (2) 実務上のバラツキは、限定的であるほか、現行のガイダンスは十分と考えられる。

IFRS-IC 会議で聞かれた議論と議論の結果

15. IFRS-IC 会議では、IASB スタッフからの提案と整合的に、本論点をアジェンダに追加しないことが決定された。主な理由は、次の、アジェンダ却下通知の文案に示されたとおりである（アジェンダ却下通知の文案については、別紙を参照）。
- (1) IAS 第 39 号の AG33 項 (b) は、正の金利の環境で適用されるのと同じ方法で負の金利の環境における金利フロアーに適用すべきであるである。この理由としては、IAS 第 39 号の AG33 項 (b) は、正と負の金利の区別しておらず、同項の要求事項は両方の場合に整合的に適用すべきであると考えられるためである。
- (2) IAS 第 39 号の AG33 項 (b) で言及している「市場金利」については、相手方及び事業を行っている市場に適切な、関連する信用又は他のスプレッドを含む契約の具体的な条件を考慮すべきである。これは、市場金利という用語は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」で定義されている公正価値の概念に関連して

おり、IAS 第 39 号の AG64 項において「類似の信用格付けを有する類似の商品（通貨、期間、金利の種類及び他の要因に関して類似するもの）に対する」金利と記述されているためである。

Ⅲ. 当委員会事務局による気付き事項

16. IFRS-IC が本論点をアジェンダとして取り上げない旨については、次の理由から、その方向性について概ね適当と考えられ、コメント・レターを提出しないこととしてはどうか。

- (1) 本件については、IASB スタッフの分析の通り、現行の会計基準における定めは明確であるほか、実務において多くのバラツキもないと考えられること。
- (2) 日本では、国債金利がマイナスになる現象は生じているが、欧州とは異なり、銀行間金利等の市場金利が恒常的にマイナスになるケースは考えられにくい（2014 年から 2015 年において日銀が市場から買い入れる国債がマイナスになったケースが散見されているが、TIBOR はプラスを維持している。）ため、重要な影響があるとは考えられないこと。

Ⅳ. 専門委員会において示された主な意見

17. 2015 年 11 月 10 日に開催された第 1 回 IFRS 適用課題対応専門委員会では、次の意見が聞かれた。

- (1) 事務局の提案に特段の異論はない。
- (2) マイナス金利については、欧州で見られ、日本では見られないという前提であったが、欧州でも何年前にはこのような事態が起こるとは想定されていなかったこともあり、日本にも全く関連はないとは言えないのではないか。

以上

(別紙)

IFRIC Updateに掲載された「アジェンダ却下通知(案)」の仮訳

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」——負の金利の環境において、組み込まれた金利フロアを変動金利の主契約から分離すること

解釈指針委員会は、負の金利の環境における IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の組込デリバティブの要求事項の適用の明確化を求める要望を受けた。具体的には、解釈指針委員会は、次のことを検討した。

- a. 負の金利の環境において、IAS 第 39 号の AG33 項 (b) を変動金利の主契約である負債性契約に組み込まれた金利フロアに適用すべきかどうか
- b. 同項で言及している「市場金利」の決定方法

解釈指針委員会は、次のことに着目した。

- a. IAS 第 39 号の AG33 項 (b) は、正の金利の環境で適用されるのと同じ方法で負の金利の環境における金利フロアに適用すべきである。
- b. IAS 第 39 号の AG33 項 (b) を適用する目的上、契約の発行時に適切な市場金利を決定するために、企業は、契約の具体的な条件（相手方及び事業を行っている市場に適切な、関連する信用又は他のスプレッドを含む）を考慮することが求められる。

この結論を導き出す際に、解釈指針委員会は、以下のことに留意した。

- a. IAS 第 39 号の AG33 項 (b) は、正と負の金利の区別をしていないので、同項の要求事項は両方の場合に整合的に適用すべきである。
- b. 市場金利という用語は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」で定義している公正価値の概念と関連しており、IAS 第 39 号の AG64 項において「類似の信用格付けを有する類似の商品（通貨、期間、金利の種類及び他の要因に関して類似するもの）に対する」金利と記述されている。

現行の IFRS 要求事項に照らし、解釈指針委員会は、解釈指針も基準の修正も必要ないと判断した。したがって、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを [決定した]。

以上

(参考資料)

関連する基準の抜粋

組込デリバティブを主契約と分離すべきか否か

11 次の条件のすべてを満たす場合には、組込デリバティブは、主契約から分離して、本基準に基づいてデリバティブとして会計処理しなければならない。

- (a) 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していないこと (AG30項及び AG33項参照)
- (b) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品ならば、デリバティブの定義に該当すること
- (c) 混合金融商品が、公正価値で測定して公正価値変動を純損益に認識するものではないこと (すなわち、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産又は金融負債に組み込まれているデリバティブは、分離されない)

AG33 次の例においては、組込デリバティブの経済的特性及びリスクは主契約の経済的特性及びリスクと密接に関連している。これらの例では、企業は組込デリバティブを主契約と区分して会計処理することはしない (抜粋)。

- (b) 負債性の契約又は保険契約の金利に係る組み込まれたフロアー又はキャップは、当該金融商品の発行時において、キャップが市場金利以上で、フロアーが市場金利以下であり、かつ、キャップもフロアーも主たる金融商品に関してレバレッジされていない場合には、主たる契約と密接に関連している。 (以下省略)

IAS 第 39 号における市場金利とは

金融商品の4分類の定義 (抜粋)

9 (前略) 満期保有投資とは、固定又は決定可能な支払金額と固定の満期を有する、デリバティブ以外の金融資産のうち、企業が満期まで保有する明確な意図と能力を有するもので、次に該当する以外のものをいう。

- (a) 企業が当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定したもの
- (b) 企業が売却可能として指定したもの
- (c) 貸付金及び債権の定義に該当するもの

企業が当期中又は直前2事業年度中に、満期保有投資のうち僅少とはいえない (満期保有ポートフォリオ全体の関係において僅少とはいえない) 金額を、満期前に売却又は分類変更した場合には、

いかなる金融資産も満期保有として分類してはならない。ただし、次の売却又は分類変更は除く。

- (i) 満期日又は金融資産の任意償還日に非常に近く（例えば、満期日前3か月以内）、そのため市場金利の変動が当該金融資産の公正価値に重要な影響を有していないもの（後略）

金融資産及び金融負債の当初測定（第43項）

AG64 当初認識時の金融商品の公正価値は、通常は取引価格（すなわち、支払ったか又は受け取った対価の公正価値）である。しかし、支払ったか又は受け取った対価の一部が金融商品以外のものである場合には、その金融商品を評価技法を用いて見積る（AG74項から AG79項参照）。例えば、金利の付かない長期の貸付金又は債権の公正価値は、将来のすべての現金受取額を同様の信用格付けを有する類似の（通貨、期間、金利の種類その他の要因について類似している）金融商品の市場金利で割り引いた現在価値として見積ることができる。追加的な貸付額は、他の種類の資産として認識の要件を満たさない限り、費用又は収益の控除である。

償却原価で計上されている金融資産

AG84 償却原価で計上されている金融資産の減損は、当該金融商品の当初の実効金利を用いて測定される。現在の市場金利で割り引くと、そうでなければ償却原価で測定される金融資産について、事実上、公正価値測定を強制することになるからである。（以下省略）

以上